

「産業廃棄物保管施設届出書」に添付する書類

1. 保管を行う事業場の平面図及び当該事業場の付近見取図
2. 保管場所（当該保管に係る構造物を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
3. (当該保管場所で処分を行う場合のみ)
当該処分に係る実施計画書並びに当該処分のための施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
4. 保管を行う事業場における産業廃棄物の保管量に係る設計計算書
(廃棄物処理法 第12条第2項、第12条の2第2項に規定する保管基準)

【廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のための措置】

※屋外において容器を用いずに保管する場合は、最大積み上げ高さを超えないこと

(下図参照)

図-1

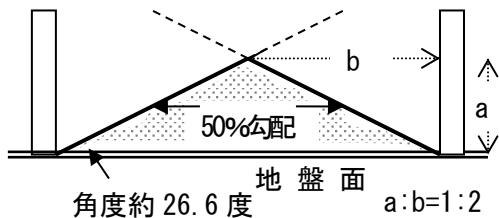


図-2

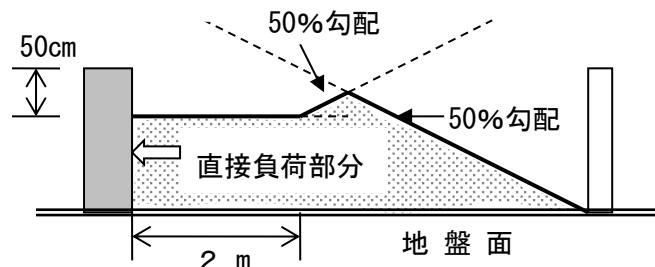


図-1：保管する廃棄物が団いに接しない場合は、団いの下端から勾配 50%以下

図-2：保管する廃棄物が団いに接する場合（団いに廃棄物の負荷が直接かかる場合）は、団いの内側 2mにおける高さは団いの上端より 50cm 以上低くすること、2m 以上内側は勾配 50%以下とする

【保管できる最大保管量（法律施行令 第6条第1項第1号 木）】

※最大保管量の上限=1日当たりの平均的な搬出量×7

当該保管場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数を超えないこと。
平均的な搬出量とは、前月の産業廃棄物の総搬出量を前月の総日数で除して得た数量とする。
新たに保管の場所の使用を開始する場合は上記の搬出量が算定できるようになるまでは、
計画搬出量をもって平均的な搬出量を算出すること。

(計算例) 前月の総搬出が 30m³ の場合：**最大保管量の上限=30m³÷30 日×7=7m³**

5. 保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる部分のある場合は、構造耐力上安全であることを示す構造計算書
6. 届出者が保管場所及び施設の所有権を有することを証する書類（土地の登記事項証明書の原本）
借地の場合は、加えて使用権原を証する書類（賃貸借契約書の写し等）

※ 土地の登記事項証明書については、原本提出をお願いします。
7. 保管に係る産業廃棄物の処理の全部又は一部を他人に委託する場合は、当該委託の契約に係る下記書類の写し
 - 産業廃棄物処理委託契約書【処分】
 - 産業廃棄物処理委託契約書【収集運搬】（収集運搬を委託する場合）
 - 産業廃棄物処分業許可書
 - 産業廃棄物収集運搬業許可書（収集運搬を委託する場合）
8. 帳簿の備付け場所を明らかにした図面

※ 届出書及び添付書類は正副1部ずつ（副は写しで可）ご提出ください。